

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	副主幹	係長	主査	担当							文書取扱主任		

第 19 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 28 年 11 月 25 日 (金曜日)	開会 13 時 29 分	閉会 15 時 08 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	小野、井上、三上、山本、荒木、東元	事務局	竹谷事務局長
	議長、副議長		菊田副主幹
欠席委員			平川係長
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 農業委員会の委員の任命に関する規則及び農業委員候補者評価会議設置要綱について		
	(2) 旧農畜産物加工所建物敷地の売却について		
	(3) 平成 28 年産麦・米の出荷状況について		
	(4) 滝川市にぎわい広場条例の廃止について		
	(5) 滝川駅前再開発ビルの状況報告について		
	(6) 平成 28 年度一般会計補正予算について		
	(7) 市道路線の廃止について		
	(8) 建設部工事発注状況について		
	(9) 滝川流雪溝の休止について		
	(10) 平成 28 年度土地区画整理事業特別会計補正予算について		
	(11) 平成 28 年度下水道事業会計補正予算について		
(12) 平成 28 年度公営住宅事業特別会計補正予算について			
(13) 公の施設の指定管理者の指定について			
2 第 4 回定例会以降の調査事項について～別紙			
別紙調査項目のとおりとすることに決定した。			
3 その他について			
報告事項 (6) について、5 臨で可決された場合、4 定の追加議案 (財産の取得) として上程される予定だが、上程前に本委員会を開催し報告する必要はないと決定した。			
4 次回委員会の日程について			
正副委員長に一任することに決定した。			
上記記載のとおり相違ない。 経済建設常任委員長 小野 保 之 ㊦			

平成28年11月24日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成28年11月1日付け滝議第103号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

産業振興部長	中 川 啓 一
産業振興部次長	長 瀬 文 敬
産業振興部農政課長	和 田 英 昭
産業振興部農政課長補佐	壽 永 七月男
産業振興部駅周辺整備課長	加 地 幸 治
産業振興部駅周辺整備課長補佐	丸 藤 斉 士
産業振興部駅周辺整備課係長	林 裕 樹
建設部長	高 瀬 慎二郎
建設部土木課長	山 崎 智 弘
建設部土木課長補佐	近 藤 誕 樹
建設部土木課係長	伊 吹 竜 也
建設部土木課係長	辻 本 一 浩
建設部土木課技師	工 藤 剛 志
建設部都市計画課長	尾 崎 敦
建設部都市計画課長補佐	田 村 拓 也
建設部建築住宅課長	伊 藤 和 博
建設部建築住宅課長補佐	三 吉 修 司
建設部建築住宅課係長	秋 山 恭 範
建設部建築住宅課係長	鎌 塚 誠
建設部建築住宅課主査	横 田 和 典
建設部建築住宅課主任級主事	橋 本 恒 介

滝川市農業委員会会長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

農業委員会事務局長	中 川 祐 介
-----------	---------

(総務部総務課総務係)

第19回 経済建設常任委員会

日 時 平成28年11月25日（金）

午後1時30分

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について（○印は臨時会関係、◎印は定例会関係）

《産業振興部》

- (1) 農業委員会の委員の任命に関する規則及び農業委員候補者
評価会議設置要綱について (資料) 農業委員会事務局
農 政 課
- (2) 旧農畜産物加工所建物敷地の売却について (資料) 農 政 課
- (3) 平成28年産麦・米の出荷状況について (資料) 農 政 課
- ◎ (4) 滝川市にぎわい広場条例の廃止について (資料) 駅周辺整備課
- (5) 滝川駅前再開発ビルの状況報告について (資料) 駅周辺整備課

《建設部》

- (6) 平成28年度一般会計補正予算について (資料) 土 木 課
- ◎ (7) 市道路線の廃止について (資料) 土 木 課
- (8) 建設部工事発注状況について (資料) 土 木 課
- (9) 滝川流雪溝の休止について (資料) 土 木 課
- (10) 平成28年度土地区画整理事業特別会計補正予算について (資料) 都市計画課
- (11) 平成28年度下水道事業会計補正予算について (資料) 都市計画課
- (12) 平成28年度公営住宅事業特別会計補正予算について (資料) 建築住宅課
- ◎ (13) 公の施設の指定管理者の指定について (資料) 建築住宅課

2 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第19回 経済建設常任委員会

H28.11.25 (金)13:30~

第一委員会室

開 会 13:29

委員長 ただいまから第19回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静ですが、委員は全員出席。正副議長に出席いただいております。委員外議員として清水議員が出席。傍聴として館内議員、安樂議員、木下議員が出席。報道はプレス空知の傍聴を許可します。

1 所管からの報告事項について

委員長 それでは、まず所管からの報告事項について、次第の中の○印(6)、(10)、(11)、(12)については、臨時会の議案関連でございます。◎印(4)、(7)、(13)については、定例会の議案関連でございますので、ご留意願います。

それでは、産業振興部の(1)、農業委員会の委員の任命に関する規則及び農業委員候補者評価会議設置要綱について説明を求めます。

(1) 農業委員会の委員の任命に関する規則及び農業委員候補者評価会議設置要綱について

中川事務局長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

荒 木 ご説明いただいて大体わかったのですが、推薦と公募がございしますが、公募は1名という説明だった。1名以上ということは1名なのか、女性や利害関係を有しない者ということで1名ということであれば、これは女性ということになってしまうので、その辺について伺います。

中川事務局長 人数は1名とか、そういう人数の制限はございません。公募が何名いてもよろしいですし、推薦が何名いてもよろしいです。推薦の中に女性が入っていてもよろしいですし、もちろん公募の中に女性が挙がってきてもよろしいです。それらで人数16名以上が上がってきた場合、評価会議を開いて選考していく形になると思います。

委員長 ほかに質疑ございますか。

山 本 公募の中の中立委員の関係で、農業委員会の所管事項に関しての利害関係を有しない者、この利害関係は何をもって利害関係というのか、その内容について伺います。

中川事務局長 法律上の利害関係という言葉は、要するに国が言っているのは今までは農業者の中で委員会が構成されていて、農業者の意見の中だけで事が進んでいくと。ということは、悪く言えば談合的な部分もあったのではないかという疑いを国は持っていました。そこで、農業者以外の方を入れることによってそちらの監視もしていただきたいというのが国の考え方でございます。ですから、利害関係がないという言い方をいいますと、農業者でない方、農業とは一線を画している農業に関係のない方という捉え方でいいかと思っております。

山 本 ここに司法書士とか、職員OB、農業委員OB云々と書いてありますけれども、極端なことを言うとどなたでもいいという解釈になるのですけれども、例えば株式会社の役員がもともと農地が欲しいと思いつつながら、許可にならない人が何とか農地を求めるために農業委員になりたいと、もともとそういう人たちが手

を挙げた場合が利害関係があるとか、ないとかという関係になってくるのかなと個人的には思うのですけれども、基本的に利害関係の部分については、国からはそんなに大きな縛りはないという解釈でいいのですか。

中川事務局長

山本委員のおっしゃるとおりで、大きな縛りはありません。単純に農業者以外の方というような表現の仕方ですので、これを今言われたように会社の方ですとか、将来農地を求めるとか、そういう裏があるということまでは、国は何も言っていないのが状況です。

山 本

それでは、2点聞きたいと思います。選考評価会議の評価を行うということになっています。この評価の基準、例えば今16名の定員ですけれども、17名、18名出たときに何を基準にして16名に絞るのかというのがまず1点。それと、評価会のメンバーをたまたま市役所の関係部署の幹部の職員の方々5名と決められていますけれども、ここに落ちついた理由についてお伺いします。

中川事務局長

1点目の評価の基準ですけれども、大変難しい問題です。例えば、認定農業者を過半数以上入れなさいとか、先ほど言った女性委員がどうだとかという大まかな国の定めもあるのでありますが、その中で我々が16名以上入ってきた場合の選考基準、これは考えていかなければいけないなと思っております。ある程度、プロポーザル方式ではないのですけれども、点数をつけるような評価項目を考えて、その中で決定していく。その中でも、やはり個人個人、いろいろな人の資質とか、その人のことを聞き取り調査もすることになると思いますので、そちらを加味しながら厳格に選定していくと考えてございます。

それから、もう一点の内部組織ということで考えたのですが、こちらにつきましても例えば農業者の方を外から入れる、職員以外の方を入れるとなれば、まず条例をつくらなければならないということになります。それから、報酬等が発生してくる可能性もございます。そちらも考慮いたしました。それから、例えばJAから1名出してくださいとなったときに、JAは推薦する母体になっていただこうとも考えておりますので、そちらのほうから委員が出てきてしまうとまた不公平が生じてしまうということもございまして、これはあくまでも市の内部でやっつけよう、その中でいろいろな聞き取り調査とか、調査権限を持たせておりますので、調査をした中身について市長に報告し、厳選に選定していこうというような考え方で内部組織のメンバーだけに絞ったということでございます。

山 本

結果的にやはり基準ですけれども、選考するときの基準をこんなことで決めましたと、公表はするのですか。

中川事務局長

基準の公表については、今のところ考えておりません。ほかに先行してもう6市ほど新しい農業委員会をつくっているまちがございますが、そちらのほうに一応聞いていたのですけれども、選考基準をつくっていないというのが回答でした。ですから、そこは一步踏み込んで、落ちた方に対してきちんと落ちた理由を説明しなければならないということもございまして、基準はつくろうとは思っておりますが、それを事前に公表することは考えてございません。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

副委員長

新しい制度になるということで、いろいろな問題が出てくるのではないかと思うのですが、今の中川局長の説明からすると、利害関係という言い方をして、農業者だから農業のことしか考えないから、それは利害関係者だとなったら非常に問題があるのでないかなという気がする。それで、資料に載っている公募の

例なども司法書士とか、職員のOBとか、消費者協会などとなっているのだけれども、このような人が応募してもいいということのようだが、それから推薦のJAとか、農業共済とか、土地改良区、農民協議会、今まではある程度1名とかということだったけれども、そういった枠も全部外してしまうのか。そうなると、公募で利害関係がないということになったら、どういうことになるのか。比率からいっても、例えば推薦の比率と公募の比率、これは10対ゼロになるということもあり得るのか。認定農業者がどうのこうのと書いてあったけれども、その辺についてどの程度まで論議しているのか伺います。

中川事務局長

確かに井上副委員長の言われるとおりで。人数の枠はないのです。ですから、推薦が何名であれ公募が何名であれ、その中から評価会議が選定していく形になります。推薦を何名にしない、公募は1名だけという話にはならないです。公募が逆に多いかもしれない、推薦ももちろん多いかもしれないし、逆に少なくなる場合があるかもしれない。ですから、とにかく滝川市の区域の中から16名を選びなさいと。今までは地区がそれぞれあって、地区の農事組合から選出いただいていたのですけれども、大きな滝川市という地区の中から16名を選びなさい。それに関しては、利害関係のない人、農業に属する事務にない人と言っているのですけれども、そういう方を入れなさいとか、女性を入れなさいとか、選考するに当たっては、それを考慮して選考しなさいという形になります。ですから、人数の枠とか、公募の枠とか、それは一切設けない形になります。

副委員長

それで、さっきの説明で農業関係者が利害関係者だと、そういう大きなくりで説明してしまったらどうしようもないのではないかと。そういう言い方をしたら、農業関係者は入れないということになるのではないかと。

中川事務局長

説明の仕方がちょっと悪かったかもしれないのですけれども、推薦できるのは農業者、農業関係者だけが推薦、この方を農業委員にしてくださいという推薦を設ける。そこには利害関係者という枠はないのです。利害関係者については、公募の形しかとれないような状況になります。ですから、農業の農業委員、農家の方、農業関係者については推薦という形で挙がってきますし、そのほかに公募、どなたでも、推薦を受けない一般的な農業者の個人の方の立候補もできますし、利害関係者として出たいということでの公募で挙がってくる。その中の人数については、公募枠は何名とか推薦枠は何名と決めませんので、全体で挙がってきた中で選考していく形になります。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清水委員外議員。

清水委員外議員

発言の内容ですが、資料1の(2)について伺いたいと思います。

委員長

清水委員外議員から、発言の内容について説明がありましたが、発言を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、2分以内で発言を許可します。

清水委員外議員

まず1点目、スタートとしては、農地利用最適化推進委員を置かないと、途中で置くことができるのか。

2点目は、もし置くとした場合、その費用、農業委員のほかに推進委員ということで、札幌市などは推進委員を選んでいます。その場合の推進委員の報酬等については、財源について国の措置など、どの程度あるのか伺います。

中川事務局長

スタートとしては置かないというのはそのとおりでございまして、途中で最適

化推進委員を置くのか、置くことになるかという、これは置けることになっております。ですから、農業委員会の総会で話をして、やはり最適化推進委員は置きましょうということになれば、設置という形になります。

2点目ですが、設置になった場合、非常勤になりますので、報酬が発生してきます。報酬については、例えば遊休農地の解消に努めたということであれば、そちらについて1件につき幾ら上増しというような制度をつくってくれというのが農林水産省の見解ですけれども、まだ正式なものにはなっておりません。その報酬の財源といたしましては、農地利用最適化交付金というものが4月から新設されておりますので、それを活用してくださいということでの通達は来ております。

清水委員外議員 最適化推進委員を置くと農業委員会体制が分厚くなるという利点はあると思うのです。ただ、そこまで必要ないという客観的な状況だというのは、わかるのですけれども、仮に今回公募で農業者以外の方々になった場合、農地のいろいろな問題に対応できない人が農業委員になっていった場合に、実際の農業委員会の体制が弱くなるのではないかと懸念があると思うのですが、そのあたりについて伺います。

中川事務局長 清水委員外議員がおっしゃられていることももちろん考えております。それを考慮しながら、評価会議の中で選考するに当たりまして、農業以外の方を入れなければならない。しかし、今までのように農地のあっせんとなると、やはり地区ごとの価格をわかっていないと適切なあっせんも行えないことになってしまいますので、なるべく精通した方を中心に動いて、農業以外の方でなられた方についても、農業委員となったからにはそちらのほうの勉強もしていただきながら、やっていきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みとします。

次に(2)、旧農畜産物加工所建物敷地の売却について説明を求めます。

(2) 旧農畜産物加工所建物敷地の売却について

(別紙資料に基づき説明する。)

和田課長 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みとします。

(3)、平成28年産麦・米の出荷状況について説明を求めます。

(3) 平成28年産麦・米の出荷状況について

(別紙資料に基づき説明する。)

壽永課長補佐 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みとします。

次に(4)、滝川市にぎわい広場条例の廃止について説明を求めます。

(4) 滝川市にぎわい広場条例の廃止について

(別紙資料に基づき説明する。)

林係長 説明が終わりました。

委員長

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みとします。

(5)、滝川駅前再開発ビルの状況報告について説明を求めます。

(5) 滝川駅前再開発ビルの状況報告について

林係長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水委員外議員。

清水委員外議員

発言の内容ですが、保守点検業者と管理会社との関係について、関係が前回の報告からどのように内容が変わったのか伺いたと思います。

委員長

清水委員外議員から発言の内容について説明がありました。発言を許可してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、2分以内で発言を許可します。

清水委員外議員

契約期間について、前回は1年更新ということで、リニューアルがされない限りそれもしないというような報告だったと思うのですが、今回はリニューアルされないにもかかわらず1年更新で続けて、ただし書きの中ですぐにでもやめられるようにするということですが、リニューアルしない、全く管理会社としてお金を出さないということについては、何ら変わらないのでしょうか。

加地課長

質疑の中に2点要旨があったかと思われるのですが、まず考え方に何か変更があったのかと。これは保守業務を受託している会社のほうの考え方に変更があったかどうかということが1つと、もう一点は管理会社のほうで設備を更新するに当たっての費用を負担する考え方が変わっていないかどうか、考え方がどうなのかということの2点ということによろしいでしょうか。それであれば、資料の中段に保守点検業者、フジテック(株)との面談結果を掲載させていただいておりますけれども、私も面談に立ち会って話を聞いてきている立場から申し上げますと、フジテック側としてみると当然設備の更新を図っていただきたいということが今回の覚書の中でも重要事項として確認をしていただきたということによって1点入っているということが、出ています。なおかつ、こういった営業をされているビルにおいて、エレベーターというのは経営の根幹をなす部分というフジテック側の考え方、これに基づいたときに設備の更新がされなくても自社として保守点検ができる基準、これは会社としての内部の基準があるようですけれども、それに適合するか否かを判断させていただいたと。しかしながら、期間としては1年という形での保守点検の継続はするけれども、先ほど係長が説明いたしましたけれども、ただし書きを付させていただきたいということでの提案を申し上げているという状況です。これが、保守業者としての考え方が1つです。

もう一点、管理会社という部分についての設備更新についての考え方、これについては、あくまでも管理会社が所有会社からビルの管理委託を受けている立場です。ビルの所有権は所有会社にあります。所有会社にもありますし、滝川市、北洋銀行にもあります。3社がああビルを共同で持っているという状態の区分所有物です。そのこのビルを適切に維持するために管理業務を管理会社に委託をしていると、その立場の中でエレベーター設備についての保守点検業務を

再委託しているという流れになります。その中でいきますと、管理会社としてはその費用を見るというような物の考え方には当然至らない。あくまでも費用負担をするのは、区分所有者の責任になるという流れです。
お答えになっているかどうかわかりませんが、2点お答えをさせていただきます。

清水委員外議員

極めて危険だと思うのですが、1年間はおつというのは大体フジテックは予想がつくと、それはよくわかりました。ただし、それすらも場合によっては担保できないと。今回この文書を配付したことによって滝川市の判断に委ねるような、ちょっとずるい印象を受けたのですけれども、市としての決断はいつごろまでにされるのか伺います。

加地課長

決断という部分について、清水委員外議員が何の決断をする、しないということをおっしゃっているのかわかりませんが、たしかわホールに関しては先ほども説明申し上げましたが、総務文教常任委員会の中で10月末に判断を一定程度していきたいという方針を打ち出しているということについては、教育部局から確認しておりますので、それに基づいた形での報告を28日に予定しているということで確認しております。それぐらいしか私としては判断云々というものに対しての質疑には答弁できないのが実情であります。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みとします。

ここで所管の入れかえがありますので、暫時休憩します。

休 憩 14:24

再 開 14:25

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(6)、平成28年度一般会計補正予算について説明を求めます。

(6) 平成28年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

山崎課長

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みとします。

次に、(7)、市道路線の廃止について説明を求めます。

(7) 市道路線の廃止について

(別紙資料に基づき説明する。)

伊吹係長

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みとします。

(8)、建設部工事発注状況について説明を求めます。

(8) 建設部工事発注状況について

(別紙資料に基づき説明する。)

近藤課長補佐

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みとします。

(9)、滝川流雪溝の休止について説明を求めます。

(9) 滝川流雪溝の休止について

高瀬部長

冒頭時間をいただきたいと思います。このたびの流雪溝の休止につきましては、利用者を初め市民の皆様にご不便とご面倒をおかけすることとなり、まことに申しわけなく、おわびを申し上げる次第でございます。

詳細につきましてはこの後土木課長より説明させていただきますが、今後このようなことがないように、原因を探り、再発防止の対策を図っていきたく考えております。また、本委員会の報告の前に利用者及び報道関係への周知をさせていただきましたことにつきましては、降雪期が目前であり、早急に利用者の皆様にお知らせしたく、利用者各戸にお知らせ文書の配付並びに報道関係者の皆様には状況説明が必要との判断から、このような対応をとらせていただきました。何とぞ事情をご賢察の上、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

山崎課長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

三 上

今回の件は、修理部品が納期に間に合わないということで、この冬の稼働ができないということです。それで、8月の大雨があった時点で、通常、災害があったときは総点検しますよね、そのときに仮にやっていたら、途中であっても部品供給というのは可能だったのでないですか。

山崎課長

部品の供給の関係ですけれども、こちらのほうで使っている部品ですが、かなり大きいポンプでございまして、その部品については特注の注文生産になりますので、大体6カ月から8カ月かかると言われています。そんなこともございますので、8月の時点で早急にわかった段階で発注してもことしは厳しかったかと感じています。

災害が起きたときに点検をしていたかどうかという話ですけれども、この施設につきましては、基本的にゲートが閉じていれば水が浸入することはないと、そういった認識で26年間管理してきております。過去に水位が上昇したときにも点検は行っておりませんでした。本当に不測の事態でございます。今後につきましては、水位上昇時には先ほども申しましたようにタイムラインの行動計画にこの施設を加えながら、ほかの施設とあわせて点検、管理を徹底していきたいと思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

委員長
山 本

ほかに質疑ございますか。

排雪溝が使えないということで、幹線道路と同レベルの排雪を行うということでありますけれども、流雪溝がある路線というのは、市民の協力を得てかなりきれいになっている部分が非常に多い。そんなことで同等レベル以上のものを地域住民の方は求めているのかなということが1点と、その路線の除排雪の部分で予算的にどのくらい増額と思われるのか、その辺を想定しているのか伺います。

山崎課長

排雪レベルの関係でございますけれども、今まだ降雪の状況もはっきりしていない段階でございますので、何回排雪するかはこの時点では断言できない状況です。また、道路の幅員とか道路施設の状況など、それぞれその道路により違いがございますので、まず流雪溝が使用できないと。そういった状況になるの

は26年間で初めてのことでございますので、今後の降雪状況とか、道路状況を見ながら、通行に支障のないような対応をしていきたいと考えております。それと、市道の部分で流雪溝が設置されていますのは鈴蘭通り、材木通りの一部を含めまして約600メートルでございます。概算で、1回当たり排雪をすると150万円程度かかるかと想定しております。回数につきましては、先ほど申し上げましたように降雪の状況等を見て進めていかなければいけないと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

委員 長
荒 木

ほかに質疑ございますか。

2点です。今利用している方たち、商店主とか、そういう方たちが一番心配しているのは、ことしについては使えないのは仕方がないので、流雪溝の部品を発注して、復旧するというか、そういうことを国はするつもりがあるのかどうか。この際、もうやめてしまうということもあり得るのではないかという懸念をしています。これは感覚的なもので構わないのですけれども、そういう状況について伺います。

山崎課長

それと、もう一つは、復旧に動いた場合に、設置は国なので、その復旧費用は全額国費と考えていいのか伺います。

復旧につきましては、国に早期の復旧をお願いしたいということで協議を進めてきています。復旧費用につきましては、この維持管理につきましては国と滝川市でそれぞれ流雪溝の延長割という部分で実施してきております。国が81パーセント、市が19パーセント持つというのが今の維持管理のルールでございますので、まずはその基本のところ、国の負担をもらいながら復旧する方向で話を進めております。

委員 長
副委員 長

ほかに質疑ございますか。

これは、かなりの人数、337戸が利用しているということですが、そもそも災害という認識であれば、災害復旧の対象にならないのか。国が81パーセント、市が19パーセントと。1億円ぐらいかかるというようなことも聞いているけれども、今まで26年間やってきた状況、あるいはそれ以上のことを求められているのか。そういうことが対応できるのか。やはり点検というのは非常に大事だということと、そして、わかったのがかなり遅かったということですが、災害復旧ということにならないのか。その辺のところは抜けていたら、単に81パーセント持つということにはならないような気がする。そのあたりのことと、今後に向けてこれをどうしていくのかということが、大きく関連してくると思うのだけれども、協議会に来年は復旧しますというようなことを市として言っているのかどうか、その考え方について伺います。

山崎課長

利用者の協議会には、今早急に復旧するような形で進めておりますと話はしています。ただ、いろいろ整理しなければいけない課題もございまして、復旧する時期については、今シーズンは無理といった話はしています。

それと、災害の対応にならないのかということですが、原因が河川水位の上昇だけということであれば、災害の対象ということも考えられたのですけれども、ゲートからしみ出してきた水ということになれば、災害とはまた別で、管理的な部分もございまして、そういった部分でいきますと災害の対応というのはちょっと微妙なのかなと考えています。そんなこともございまして、先ほどもお話しましたように、今国のほうに負担を求めながら復旧していけるような形で協議をしているところでございます。

- 副委員長 これは市の大きな問題だから、最初におわびされたけれども、災害復旧というルールに乗せるのは微妙だと今発言したけれども、そういう方向に持っていくということが大きな市の方向ではないのか。その考え方をきちんと決めなければならぬのではないのか。
- 高瀬部長 確かに災害復旧なのか、それとも維持的なものなのか、これは微妙なところですけれども、我々の立場としましては、災害復旧、維持管理ではなくて、ぜひとも費用負担は国のほうに100パーセントお願いしたいということで今後も要請していきたいと思っております。先ほど課長が言ったように、原因は災害なのか、維持管理か、これは微妙なところで、これから調査しなければならない部分もあります。ただ、現状に石狩川の水が張っている状況ですので、全てあけて見るというのなかなか難しい部分もございます。ゲート2カ所はまだ確認できる要素もありますけれども、まずは我々の今の作業としてはこれから来る冬に向けての対応策という部分を北海道開発局と協議しながら今ここまでできているところでございます。
- それから、荒木委員のお話もありましたけれども、流雪溝の存廃の議論については今の段階で出すのではなく、先ほどの協議会の皆様も早急に復旧してほしいと、ことしは無理でも来年に向けてしっかり復旧してほしいという意見をいただいておりますので、今の時点では復旧する方向で動きながら、費用に関しては現状のルールはルールとしてありますけれども、何とか国に費用をお願いしたいという努力をしていきたいと考えております。
- 副委員長 確認ですが、協議会が言っているように、除排雪体制を強化して、今までどおり、今まで以上に快適な方向に持っていくということは言っているのか。
- 山崎課長 排雪の関係だと思っておりますけれども、国に対しましては、こういった状況でございますので、排雪の部分につきましても力を入れてやっていただけるように協議をしております。
- 委員長 先ほど井上副委員長からの点検が遅いのも一因という質疑に対して、答弁はありましたか。
- 山崎課長 点検が遅かったことにつきましては、先ほど申し上げたのですけれども、過去26年間このような管理をした中で、ゲートが閉じていれば水が浸入することがない、そういった認識があったものですから、今回水が上がったときに点検はしていなかったというのが事実でございます。
- 委員長 ほかに質疑ございますか。
- 清水委員外議員 清水委員外議員。
- 委員長 発言の内容ですが、今回の原因、復旧、対策について伺いたと思います。
- 清水委員外議員から発言の内容について説明がありました。発言を許可してよろしいですか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 それでは、2分以内で発言を許可します。
- 清水委員外議員 まず、1点目、原因は微妙ということは、災害と人為的なという、それはこれからさらに調べていかれると思っております。通常、報告書を作成すると思うのですが、いつごろまでに完成するのかということが1点。
- 2点目は、復旧のときにゴムパッキン、これも当然復旧されると思うのですが、これは具体的にいつごろするのか。
- 3点目は、対策についてですけれども、排雪2回では雪だらけの道路になる、

山崎課長 商店街になってしまう。商店街が、みずから排雪する分に対して一定割合の補助をするといった制度は1年限りで考えているのか伺います。

報告の関係ですけれども、この施設につきましては国が所有している施設でございますので、発覚して以降、随時調査したものを国に報告しています。その中で国とも、今回の原因、改善の方向といった部分についてはある程度は共有してきている状況でございます。

ゴムパッキンですけれども、今いろいろな対策と申しますか、改善策に向けて検討はしていますが、方向性は決まっておりますけれども、具体的な改善の中身をこれから国と協議をしていかなければならない状況です。そういった部分の協議が全て整ってから、施設の復旧とあわせて実施をしていくといったことで考えております。

それと、排雪の関係で、市道については、よく町内会で利用されている部分のものとか、モデル事業で対応できる部分がございますので、そういったものにつきましては、地域に情報をお話しながら、地域からの要望等があれば対応していきたいと考えております。

清水委員外議員 報告書ですけれども、ゴムパッキンがすごく傷んでいたとすれば、やはり人為的なほうが大きいだろうし、ゴムパッキンはかなり正常だったとすれば、災害ということになると思うのです。いずれにしても、これはきちんとした報告書を出さないと、国の税金も入っているし、ここは滝川市らしくきちんとした終わり方をすべきと思いますが、考えについて伺います。

高瀬部長 当然、部品交換という部分も今国と協議している最中でございますし、これは部品交換のときでない部品もいいのか悪いかもわからないという部分もありますので、それがいつ、どの時点というのは、まだお話しできませんけれども、そういう部分で全部部品を撤収して取り除いてみたときに、どういう状況が見れると思いますので、そこで原因が判明するかどうかもここではまだ何とも申し上げることができませんけれども、わかり得ることがあれば、それについてきちんと報告する場を設けていきたいと考えております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みとします。

委員長 それでは、(10)、平成28年度土地区画整理事業特別会計補正予算について説明を求めます。

(10) 平成28年度土地区画整理事業特別会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

田村課長補佐 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みとします。

委員長 (11)、平成28年度下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

(11) 平成28年度下水道事業会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

田村課長補佐 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みとします。
(12)、平成28年度公営住宅事業特別会計補正予算について説明を求めます。
(12) 平成28年度公営住宅事業特別会計補正予算について
鎌塚係長 (別紙資料に基づき説明する。)
委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みとします。
(13)、公の施設の指定管理者の指定について説明を求めます。
(13) 公の施設の指定管理者の指定について
鎌塚係長 (別紙資料に基づき説明する。)
委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みとします。
2 第4回定例会以降の調査事項について～別紙
委員長 第4回定例会以降の調査事項については、別紙のとおりとしてよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長 それでは、別紙調査事項のとおり決定します。
3 その他について
委員長 その他についてですが、各委員にお諮りしたいことがございます。先ほど土木課からの報告事項(6)、平成28年度一般会計補正予算についての10トン級除雪トラックの購入についてがありました。説明のとおり、11月30日の臨時会で可決された場合、4定の追加議案で財産の取得として上程される予定です。これまでの流れでいきますと、追加議案の上程前に委員会を開催し、その議案について報告いただいておりますが、今回の件につきまして4定の会期中に委員会を開催し報告していただく必要があるかどうか。除雪トラックの購入として、きょうの説明で十分かどうかお諮りしたいと思います。いかがですか。
(必要なしの声あり)

委員長 それでは、この追加議案の上程前の報告は必要なしと確認し、委員会は開催しないことに決定します。
ほかに委員から何かございますか。
(なしの声あり)

委員長 事務局から何かございますか。
(なしの声あり)

4 次回委員会の日程について
委員長 次回の委員会の日程については、正副委員長に一任願えますか。
(異議なしの声あり)

委員長 以上で第19回経済建設常任委員会を閉会いたします。
閉 会 15:08